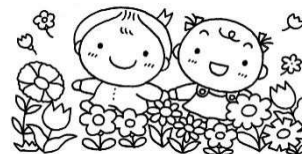


1 認定こども園・幼稚園・保育園とは

お子さんが小学校までに通うことができる施設には、代表的なものとして、認定こども園・幼稚園・保育園の3つがあります。それぞれの施設には、様々な特色があります。

施設の利用にあたっては、利用する施設の種類や利用方法に応じて、下記の認定を受けていただく必要があります。



●各認定の説明

(1) 教育認定（1号認定）

満3歳以上の子どもが、認定こども園の教育部に入園するために必要な認定です。保護者の就労等の状況に関係なく受けることができます。

(2) 保育認定（2号認定）

満3歳以上の子どもが、認定こども園の保育部・保育園に入園するために必要な認定です。保護者の就労や家庭の状況などの保育を必要とする事由がなければ、この認定を受けることはできません。

(3) 保育認定（3号認定）

0～2歳の子どもが、認定こども園の保育部・保育園に入園するために必要な認定です。保護者の就労や家庭の状況などの保育を必要とする事由がなければ、この認定を受けることはできません。

(4) 施設等利用給付1号認定

幼稚園に通う子どもの保護者が、授業料に対して給付を受けるために必要な認定です。満3歳以上であれば、保護者の就労等の状況に関係なく受けることができます。

(5) 施設等利用給付2号認定

認定こども園の教育部・幼稚園に通う3歳児クラス～5歳児クラスの子どもの保護者が預かり保育を利用する場合に、当該預かり保育に係る費用に対して給付を受けるために必要な認定です。保護者の就労や家庭の状況などの保育を必要とする事由がなければ、この認定を受けることはできません。

(6) 施設等利用給付3号認定

認定こども園の教育部・幼稚園に通う満3歳の子ども（学年としては2歳児クラスの子ども）の保護者が預かり保育を利用する場合に、当該預かり保育に係る費用に対して給付を受けるために必要な認定です。保護者の就労や家庭の状況などの保育を必要とする事由があり、かつ、市町村民税が非課税の場合のみ、この認定を受けることができます。



1 認定こども園

施設番号 1～3

※施設番号は、p52 の位置図の番号と同じです。



●施設の目的

認定こども園は、保育園と幼稚園の機能を併せ持った施設です。「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」に定められています。

●施設の特徴

認定こども園の特徴は、保育園のように子どもを預けながら、幼稚園のように教育を受けることができる点です。保育園と同じように長時間お子さんを預けることができ、幼稚園と同じように、体操教室や音楽教室など、習い事のような時間もあります。

●対象者

《教育認定の子》

満3歳から小学校就学前までの子が通うことができます。

《保育認定の子》

0歳児から小学校就学前までの子※を預けることができます。

※施設ごとに受入年齢が異なります。施設ごとの受入年齢は、右の表のとおりです。

●保育料・授業料

《教育認定の子》

無料※です。ただし、給食費がかかります。

※保育認定の子と異なり、こちらは満3歳になった子も無料です。

《保育認定の子》

0歳児から2歳児までは保育料がかかります（収入によって金額は変わります）。

3歳児※以上は無料です。ただし、3歳児以上は給食費がかかります。

※ここでいう「3歳児」は、3歳児クラスに通う子を指します。2歳児クラスに通っている満3歳は、ここでは「2歳児」に該当し、保育料がかかります。

《共通》

3歳児以降になると、入園料や園指定の制服、カバン等の購入費が必要となる場合があります。

●利用できる期間

《教育認定の子》

小学校と同じように、土日祝日や年末年始のほか、夏休み、冬休み、春休みなどの長期休みがあります。

ただし、長期休みの間も預かり保育を実施していますので、子どもを預けることはできます（園によっては、お盆期間等預かり保育を実施しない期間もあります。）。

《保育認定の子》

夏休みや冬休みなどの長期休暇はありませんので、基本的には、日曜日や祝日、年末年始以外は子どもを預けることができます。ただし、土曜日に預けることができるのは、原則として両親共に就労の場合に限ります。



●入園方法

認定こども園に子どもを預けるには、0歳から2歳については、保育園と同じく保育認定（3号認定）が必要です。

満3歳以上に関しては、教育認定（1号認定）または保育認定（2号認定）が必要です。

●その他

例えば、保育を必要とする事由に該当しなくなった場合（仕事をやめたときなど）、保育園なら退園しなくては いけませんが、認定こども園なら、教育認定（1号認定）を受ければ、そのまま同じ園に通い続けることができます。

●市内の認定こども園

施設番号	施設名	所在地	受入年齢	運営主体
1	認定こども園曾野第二幼稚園子どもの庭保育園	稲荷町大摩 45-1	教育：満3歳～5歳児 保育：0歳児～2歳児	私立
2	認定こども園岩倉北幼稚園	神野町平久田 31	教育：満3歳～5歳児 保育：1歳児～5歳児	
3	認定こども園ゆうか幼稚園	東町掛目 158	教育：満3歳～5歳児 保育：1歳児～5歳児	



2 幼稚園

施設番号4・5



●施設の目的

幼稚園は、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適切な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とした施設です。「学校教育法」に定められています。

●施設の特徴

幼稚園では、小学校へ向けての基礎作りとなる教育を行います。そのため、体操教室や音楽教室など、習い事のような時間があります。

保育園と違い、給食の有無は園により異なります。また、お昼寝の時間はありません。

子どもを「通わせる」施設なので、スクールバスでの送迎や、先生が家・集合場所に送り迎えをしてくれます。保護者が子どもを園に送迎する必要はありません（預かり保育を利用する場合は、保護者のお迎えが必要です。）



●対象者

満3歳※から小学校就学前までの子が通うことができます。

※ここでいう「満3歳」は、満3歳になった子を指します。よって、2歳児クラスに通う学年の子も、満3歳になれば幼稚園に通うことができます。

●授業料等

授業料は園により異なりますが、「幼児教育・保育の無償化」により、授業料がかからない園もあります（授業料と25,700円の差額が保護者負担額となります。）。

また、入園の際には、入園料や園指定の制服、カバン等の購入費がかかります。

●利用できる期間

小学校と同じように、土日祝日や年末年始のほか、夏休み、冬休み、春休みなどの長期休みがあります。

ただし、長期休みの間も預かり保育を実施していますので、子どもを預けることはできます（園によっては、お盆期間等預かり保育を実施しない期間もあります。）。

●入園方法

満3歳以上の子どもであれば、保護者の就労や家庭の状況に関わらず通うことができます。また、保育園と違い、こちらは保育認定を受ける必要はありません。

ただし、授業料に対して給付を受けるためには、施設等利用給付1号認定を受ける必要があります。

●市内の幼稚園

施設番号	施設名	所在地	受入年齢	運営主体
4	岩倉幼稚園	中央町一丁目 45-1	満3歳～5歳児	私立
5	曾野幼稚園	曾野町宮前 402	満3歳～5歳児	



3 保育園

施設番号6～15



●施設の目的

保育園は、保護者の就労や家庭の状況などにより、保育を必要とする事由に該当する家庭のみが利用できる施設です。「児童福祉法」に定められています。

●施設の特徴

保育園は保育を目的とした施設なので、給食やお昼寝など、健やかに成長するために必要とされる保育内容があります。また、子どもを「預ける」施設なので、園への送り迎えは保護者が行います（くるくるい～わ号を利用する場合を除く。）。

●対象者

0歳児から小学校就学前までの子※を預けることができます。

※施設ごとに受入年齢が異なります。施設ごとの受入年齢は、下の表のとおりです。

●保育料

0歳から2歳児までは保育料がかかります（収入によって金額は変わります）。

3歳児※以上は無料です。ただし、3歳児以上は給食費がかかります。

※ここでいう「3歳児」は、3歳児クラスに通う子を指します。2歳児クラスに通っている満3歳の子は、ここでは「2歳児」に該当し、保育料がかかります。

●利用できる期間

夏休みや冬休みなどの長期休暇はありませんので、基本的には、日曜日や祝日、年末年始以外は子どもを預けることができます。ただし、土曜日に預けることができるのは、原則として両親共に就労の場合に限ります。

●入園方法

入園を希望する際は、市から保育認定（0歳から2歳までは3号認定、満3歳以上は2号認定）を受ける必要があります。また、保育の要件や就労時間によって、預けられる時間や保育料が変わります。

●市内の保育園

施設番号	施設名	所在地	受入年齢	運営主体
6	中部保育園	本町畑中 65	1歳児～5歳児	公立
7	北部保育園	石仏町稲葉 144-24	1歳児～5歳児	
8	南部保育園	大地町小森 5	0歳児～5歳児	
9	東部保育園	大市場町順喜 11	0歳児～5歳児	
10	西部保育園	西市町二本木 19-8	1歳児～5歳児	
11	仙奈保育園	東町仙奈 158	0歳児～5歳児	
12	下寺保育園	下本町下寺廻 107-1	0歳児～5歳児	
13	こどもの森保育園	曾野町宮前 35	0歳児～2歳児	私立
14	こどものまち保育園	本町一丁田 27-2	0歳児	私立 (小規模)
15	ゆうか さいち保育室	西市町東畑田 38-3	0歳児～2歳児	



認定こども園・幼稚園・保育園 比較表

	保育園	認定こども園		幼稚園
		保育部分	教育部分	
対 象 者	0歳～小学校就学前		満3歳～小学校就学前	
認 定 区 分	≪満3歳～5歳児クラス≫ 保育認定（2号認定） ≪0歳児クラス～2歳児クラス（満3歳除く）≫ 保育認定（3号認定）		教育認定（1号認定） 預かり保育の無償化を受けるためには、次の認定も必要です ≪3歳児クラス～5歳児クラス≫ 施設等利用給付2号認定 ≪満3歳≫※2歳児クラスに該当する子 施設等利用給付3号認定	
利 用 時 間	≪標準時間認定≫7:30～18:30（最長） 18:30～19:00（延長保育） ≪短時間認定≫ 8:30～16:30 16:30～19:00（延長保育） ※標準時間認定になるか短時間認定になるかは、勤務時間等を基に市及び園が決定します。		園により異なりますが、朝は9時頃から始まり、帰りは15時～15時半に終わる園が多いです。必要な方には、各園で早朝や夕方に預かり保育を実施しています（預かり保育の時間は園によって異なります）。	
保育料・授業料	≪3歳児クラス～5歳児クラス≫ 0円 ≪0歳児クラス～2歳児クラス≫ 別紙「利用者負担額（保育料）月額表」によります。		0円	各施設が定める授業料から 25,700 円を除いた額 ※詳しくは、各施設のページで確認してください。
給 食 費	≪3歳児クラス～5歳児クラス≫ 園により異なります ※詳しくは、各施設のページで確認してください。 ≪0歳児クラス～2歳児クラス≫ 保育料の中に含まれています。		園により異なります。 ※詳しくは、各施設のページで確認してください。	
延 長 保 育 預 かり 保 育	【延長保育】 延長保育を利用した場合、延長保育料がかかります。 標準時間 18：30～19：00 日額 50 円 短時間 17：30～18：00 日額 50 円 17：30～18：30 日額 100 円 17：30～19：00 日額 150 円		【預かり保育】 預かり保育を利用した場合、預かり保育利用料がかかります。 ≪3歳児クラス～5歳児クラス≫ 施設等利用給付2号認定を受けていれば、無償化の対象となります。 （1日 450 円（月 11,300 円上限）まで） ≪満3歳≫※2歳児クラスに該当する子 施設等利用給付3号認定を受けていれば、無償化の対象となります。 （1日 450 円（月 16,300 円上限）まで）	
利用できる期間	月曜日～土曜日 ※土曜日の利用は、原則として両親共に就労の場合に限ります。 ※園によっては、土曜日保育を関係施設で集約して実施している場合があります。		月曜日～金曜日	
休 業 日	日曜日、祝日、年末年始		・土曜日、日曜日、祝日、年末年始 ・長期休業期間（夏休み、冬休み、春休み） ※長期休業期間中も、預かり保育を実施しています。ただし、園によってはお盆期間等預かり保育を実施しない期間もあります。	
対 象 施 設	公立保育園、こどもの森保育園、こどものまち保育園、ゆうか さいち保育室	曾野第二幼稚園子どもの庭保育園、岩倉北幼稚園、ゆうか幼稚園		岩倉幼稚園、曾野幼稚園

利用者負担額（保育料）月額表

階層区分			利用者負担額（月額）				子どもが2人以上いる		
					ひとり親世帯等		世帯の負担軽減		
			年収換算	標準時間 （11H）	短時間 （8H）	標準時間 （11H）	短時間 （8H）		ひとり親 世帯等
第1階層	生活保護世帯等			0円	0円	0円	0円		
第2階層	市民税非課税世帯		～260万円	0円	0円	0円	0円		
第3階層	市民税均等割のみの世帯		～330万円	6,800円	6,500円	2,900円	2,750円		
第4階層	市	5,000円未満		7,900円	7,600円	3,450円	3,300円	子どもの年齢が高い方から数えて2人目は半額、3人目以降は0円 ※子どもの年齢に制限はありません。	子どもの年齢が高い方から数えて2人目以降は0円 ※子どもの年齢に制限はありません。
第5階層	民	25,000円未満		9,400円	9,000円	4,200円	4,000円		
第6階層	税	48,600円未満		10,400円	10,000円	4,700円	4,500円		
第7階層	所得	51,000円未満	～360万円	10,500円	10,100円	5,250円	5,050円		
第8階層	割	57,700円未満		12,500円	12,000円	6,250円	6,000円		
第9階層	の額	58,000円未満	～470万円	14,900円	14,300円	7,450円	7,150円		
第10階層		77,101円未満		19,400円	18,600円	9,000円	9,000円		
		85,000円未満				19,400円	18,600円		
第11階層		97,000円未満		25,700円	24,600円	25,700円	24,600円		
		103,000円未満	～640万円			32,400円	31,000円	32,400円	31,000円
第12階層		121,000円未満		39,900円	38,200円	39,900円	38,200円		
第13階層		139,000円未満		43,700円	42,800円	43,700円	42,800円		
第14階層		157,000円未満		44,400円	43,500円	44,400円	43,500円		
第15階層		169,000円未満	～930万円	48,100円	46,000円	48,100円	46,000円		
第16階層		211,000円未満		52,000円	49,700円	52,000円	49,700円		
第17階層	256,000円未満	53,700円		51,400円	53,700円	51,400円			
第18階層	301,000円未満	931万円～		56,200円	53,700円	56,200円	53,700円		
第19階層	301,000円以上						軽減なし		

☆年齢は4月1日現在とします。その年齢は年度中に限り変更しません。

☆4月分から8月分までは前年度の市民税額、9月分以降は当該年度の市民税額の父と母の合計額で算定します。

☆住宅取得控除、配当控除、外国税額控除等を行う前の税額を使います。

☆令和6年度市民税額を用いて算定する場合は、定額減税反映後の市民税課税(所得割額)にて算定します。